平成２４年（フ）第５２９号
神奈川県茅ヶ崎市今宿911番地３―406号　ダイアパレスエクシード茅ヶ崎
債務者　関盛　聡子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８９号
神奈川県大和市福田5527番地26　シティホーム桜ケ丘401号
債務者　畠山　武巳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０５号
横浜市西区浅間台90番地　コーポ境102号
債務者　遠藤　　香
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２８号
神奈川県大和市深見482番地４
債務者　茂木　　衛
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４４号
横浜市青葉区鉄町1254番地　サンシティハイツ101
債務者　秋葉　　清
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７５号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目11番40号
債務者　原　　愛彦
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７８号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目17番30―202号
債務者　菅原　康夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１５号
横浜市旭区本村町15番地18　ベル・グランツ101号室
債務者　村上　奈美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７６号
静岡市駿河区有東１丁目18番30号　久島荘203号
債務者　市原　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
栃木県宇都宮市清原台２丁目１番10号
債務者　矢野由美子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１４号
栃木県那須烏山市旭２丁目11番11号　水越アパート７号室、住民票上の住所栃木県那須烏山市南２丁目16番７号
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８８５号
大阪市住之江区御崎５丁目15番１号備北マンション201
債務者　品川　美和
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市児島元浜町130番地６
債務者　中田　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１９号
岡山市南区当新田23番地５　セジュール当新田Ａ―203、旧住所岡山市北区花尻みどり町９番地116　クオーレ花尻201
債務者　藤原　康行
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月29日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1150番地１風越団地第１―13号
債務者　北山さゆり（旧姓別府）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部